

理工連盟規約

前文

中央大学学友会理工連盟(以下本連盟)は、中央大学学生が自主的な活動を通じ、学術、文化、体育の向上発展に努力し、人間性を深め、より高度な文化を築き、社会の進歩と発展につくすこと、さらには、理工学部の一部会の置かれている状況を反映し、部会間の交流と協力、連帯を図ることで、自主的な部会活動を通じた理工学部における部会活動の自主、独自性を十分に発揮することを目的としこの規約を定める。

第1章 総則

第1条

本連盟は中央大学学友会理工連盟と称し、中央大学学友会規約(以下学友会規約という)第8条に基づく。

第2条

本連盟の本部を中央大学理工学部構内に置く。

第3条

本連盟は中央大学理工学部構内に本部を置く公認部会で構成する。

第4条

本連盟は部会活動を通じ、学生の自主活動を創造的に発展させ、大学人相互の連帯を深め、人類社会の進歩に貢献する高度の社会性と自主性を備えた人格を形成するために、学生の自由な部会活動を保障しあい、それを発展させていくことを目的とする。

第5条

本連盟は本規約第4条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

1. 所属部会の主催する研究発表会、講演会その他の事業に対する後援
2. 機関紙の発行
3. 大学祭への参加および支援
4. 予算の申請、配分
5. 中央委員会委員の選出
6. その他、第4条の目的達成に必要な事業

第2章 機関

第1節 構成

第6条

本連盟は、下記の機関を設置し、運営する。

1. 総会
2. 常任委員会
3. 学術、文化、体育各ブロック
4. 理工ネットワークプロジェクト 委員会

第7条

前条1、2に定めた機関を運営するための、議長、および副議長は、総会において選出され、その任期は1年とする。ただし、再任はこれを妨げない。

第2節 総会

第8条

総会を本連盟の最高議決機関とし、各加盟部会の主将又は委員長1名、正副議長および本連盟常任委員をもって構成する。

第9条

総会は、本連盟の予算・決算の承認、役員承認、規約等の制定および改正、その他 の諸般の重要事項を討議、議決する。

第10条

総会は原則として毎年4月および12月に、委員長がこれを招集する。ただし、加盟部会の5分の1以上の要求、または常任委員会が必要と認めたときは、委員長は臨時にこれを招集しなければならない。

第11条

総会は加盟部会の過半数の出席をもって成立する。

第12条

総会の議決は、出席部会の過半数の賛成をもって成立する。ただし、以下の議決は3分の2以上の賛成によらなければならない。

1. 予算案の承認
2. 部会の加盟ならびに脱退の承認

3. 罰則の適用
4. 規約等の制定および改正

第 13 条

総会の招集にあたり、その公示は少なくとも 1 週間以上前に行わなければならない。

第 3 節 常任委員会

第 14 条

常任委員会は、本連盟の最高執行機関である。

第 15 条

常任委員会は、原則として委員長が招集する。

第 16 条

常任委員会は、本規約第 3 章第 21 条における 2～7 の役員をもって構成する。

第 17 条

常任委員会は、本連盟の事業を円滑に進めるために、次の職務を行う。

1. 予算案の作成・報告
2. 総会の開催
3. その他連盟運営上必要な事務

第 18 条

常任委員会は、本連盟運営上、重大な影響があると思われる諸問題について、必要な臨時委員会を必要な期間設置することができる。

第 4 節 学術、文化、体育各ブロック

第 19 条

本連盟に下記のブロックをおく。

1. 学術ブロック
2. 文化ブロック
3. 体育ブロック

第 20 条

本連盟加盟部会は、学術系部会は第 19 条 1 に、文化系部会は本規約第 19 条 2 に、体育系部会は本規約第 19 条 3 に属する。

第3章 組織

第1節 役員

第21条

本連盟は下記の役員をおく。

1. 会長(1名)
2. 委員長(1名)
3. 副委員長(2名)
4. 書記部長(1名)
5. 会計部長(1名)
6. 企画部長(1名)
7. 管理部長(1名)
8. 学友会監査部員(若干名)
9. 公認申請等に関する審議会委員(2名)
10. 中央委員会委員(5名)
11. その他必要に応じておかれた役員および委員

第22条

役員を選出および任期は以下のとおりである。

1. 会長は本学専任教授中より常任委員会が推薦し、学友会会長により委嘱される。
2. 前条2～7の役員は、各部会から1名ずつ選出された常任委員による互選とし、定期総会において承認する。
3. 前条8～11の役員は、常任委員会が推薦した正会員の中から選出し、定期総会において承認する。ただし、学友会規約等で別途定めがある場合はこれに従う。
4. 任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。また、任期中に改選された場合の任期は前任者の残任期間とする。

第23条

役員の仕事は以下のとおりである。

1. 委員長は本連盟活動を総理し、本連盟を代表する。また、委員長は必要に応じ、役員・委員および諮問機関を必要な期間おくことができる。
2. 副委員長は委員長を補佐し、書記、企画、管理各部を統括する。また、委員長に事故あるときはこの職務を代行する。
3. 書記部長は、書記部を統括し書記業務を行う。
4. 会計部長は、会計部を統括し会計業務を行う。
5. 企画部長は、企画部を統括し企画業務を行う。

6. 管理部長は、総務部を統括し総務業務を行う。
7. 学友会監査部員は学友会規約第 39 条及び第 40 条に基づき学友会会計の監査の任にあたる。
8. 公認申請等に関する審議会委員は学友会規約第 25 条及び第 26 条に基づき公認申請等に関する審議の任にあたる。
9. 中央委員会委員は学友会規約第 16 条から第 19 条の規定に基づき本連盟の代表として学友会重要事項の審議決定の任にあたる。

第 2 節 書記、会計、企画、総務各部

第 24 条

各部員は、各部長がこれを指名し、委員長がこれを任命する。

第 25 条

各部は、それぞれの業務一切を行い、具体的に下記の事業を行う。

1. 書記部…各会議の議事録を作成し管理する。また、活動状況、その他外部への情報伝達及び広報
2. 会計部…決算および諸会計に関する事項ならびに現金の出納の管理およびその報告
3. 企画部…本連盟が行う行事の企画および大学祭参加企画の管理運営、および機関紙、パンフ、その他本連盟の出版物の編集業務
4. 総務部…各施設、設備、備品等の管理を行う。また、官公署および法規に関する事項および消耗品の出納、文書の收受、新聞・雑誌の保管に関する事項ならびに、物品の貸借、その他の諸事項

第 4 章 会計

第 26 条

本連盟の財源は、学友会予算、寄付金、およびその他の収入をこれに当てる。

第 27 条

予算

1. 常任委員会は学友会規約第 44 条および学友会会計施行規則第 3 条に基づき、毎年 11 月中に加盟各部会の次年度予算案を取りまとめ、加盟各部会に対し予算折衝を行ってこれを調整し、毎年 11 月末日までに学友会総務部へ提出しなければならない。
2. 会計部長は学友会規約第 44 条および学友会会計施行規則第 3 条第 2 項に基づいて次年度委員会予算を取りまとめ、常任委員会の承認を得た上、毎年 11 月末日までに学友会総務部へ提出しなければならない。

3. 中央委員会において予算が確定し、学友会総務部の内示を受けた時は、常任委員会は学友会会計施行規則第 6 条に基づいて直ちに加盟各部会に対しこれを通知しなければならない。また同様に会計部長は委員会費使用具体案を作成しなければならない。
4. 前項の案は、毎年度第 1 回の常任委員会に提出され承認を受けた後、各部会予算案と共に春期定期総会に提出され、その承認を受けなければならない。

第 28 条

決算

1. 会計部長は、毎会計年度の終了後直ちに委員会費決算報告書を作成し、次年度第 1 回の常任委員会にこれを提出してその承認を受けなければならない。
2. 会計部長は学友会規約第 44 条第 2 項および学友会会計施行規則第 7 条第 1 項に基づき、毎年 4 月 10 日までに加盟部会の前年度決算報告書を取りまとめ、常任委員会にこれを提出してその承認を受けなければならない。
3. 常任委員会で承認を受けた委員会費決算報告書および部会決算報告書は、春期定期総会で承認を受けなければならない。
4. 常任委員会は、学友会規約第 44 条第 2 項および学友会会計施行規則第 7 条第 1 項及び第 2 項に基づき、総会で承認を受けた決算報告書を毎年 4 月 20 日までに学友会総務部に提出しなければならない。

第 29 条

会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 30 条

本連盟の決算は、定例総会において承認を受けなければならない。

第 31 条

会計部は、翌年度の予算書を作成し、常任委員会の審議を経て、総会に提出しなければならない。

第 5 章 部会

第 32 条

加盟部会は、本規約および学友会規約等に準じて活動しなければならない。

第 33 条

加盟部会は、学友会および本連盟常任委員会が必要と認める書類を作成し、提出しなければ

ならない。ただし、当該部会は外部に公開できないものに関しては拒否することができる。

第 34 条

下記のとおり、理工サークル連合との関係を定める。

- 1.理工連盟加盟部会は原則として理工サークル連合に加盟する。
- 2.理工連盟は、理工サークル連合に理工連盟所有の備品の利用を許可する。

第 6 章 役員の罷免および辞任

第 35 条

一、役員の罷免に関しては、本連盟加盟の部会員の過半数の署名をもって審議を開始、総会における過半数以上の議決をもって成立する。ただし、罷免後 2 週間以内に総会を開催し新役員を選出しなければならない。

二、辞任に関しては、以下の手続きを行う。

1. 辞任を希望する役員が辞表を理工連盟委員長宛てに提出した後、委員長は辞表を受け取った日を含め、1 週間以内に常任委員会を招集、審議しなければならない。
2. 常任委員会での審議終了後、辞任が妥当であると判断された場合のみ、委員長は辞表を受け取った日を含め、2 週間以内に総会を開催し審議しなければならない。
3. 辞任は総会において過半数以上の議決をもって成立する。ただし、新役員をその総会で選出できない場合、辞任自体無効になる。

第 7 章 部会公認および連盟加盟

第 36 条

公認を希望し本連盟に加盟しようとする未公認部会は、以下の条件を満たした上で、学友会規約第 32 条に基づき、所定の書類を学友会総務部を経由して公認申請等に関する審議会（学友会規約第 26 条）に提出しなければならない。

1. 本連盟に従い、本連盟の活動に積極的に参加する意志があること。
2. 既に同系部会が本連盟内において公認されている場合、活動内容の相違が明らかであること。

第 37 条

公認申請等に関する審議会より、加盟希望部会の加盟について本連盟に報告があった場合、常任委員会は公認申請書に基づき、審議しなければならない。適格と認めた場合は当該部会の加盟を総会に提案し、総会の議決によって、連盟への加盟を認める。その後、本連盟は当該部会加盟の可否を公認申請等に関する審議会に答申し、本連盟が加盟を認めた部会の中

央委員会での審議を経た後公認される。(学友会規約 34 条)

第 8 章 罰則

第 38 条

一、本連盟は、以下の場合には、連盟の除名を含む戒告、罰則を当該部会に対し課すことを、協議会における審議、総会の議決を経て、学友会規約第 46 条に基づく処置を要求することが出来る。

1. 当該部会が本連盟規約を逸脱し、本連盟の秩序を乱したものである場合。
2. 当該部会が著しく公序良俗に反する行為を行い、本連盟および本学の名誉を著しく傷付けた場合。
3. 当該部会が連盟内の協調、協力関係を意図的に阻害する場合。
4. 加盟部会の 3 分の 2 以上が、罰則の適用に関する審議の必要性を認めた場合
5. その他、委員長もしくは常任委員会が審議の必要性を認めた場合

二、総会の議決成立後 1 週間以内に、常任委員会は当該部会に通告すると同時に、学友会総務部に連絡しなければならない。

第 9 章 規約改正

第 39 条

本規約を改正する必要がある時は、常任委員において起集した総会で出席した本連盟加盟の部会の 3 分の 2 以上の賛成を得た後、公認申請等に関する審議会規約第 19 条 2 項に則り、委員長は速やかに学友会総務部に提出する。

第 40 条

公認申請等に関する審議会規約第 19 条 2 項により、公認申請等に関する審議会での承認後、改正された規約は即日発効するものとする。委員長は 3 日以内にこれを公示する。

補則

- 一、本規約は、1990 年 1 月 11 日より施行する。
- 二、本規約は、1990 年 4 月 13 日より施行する。
- 三、本規約は、1999 年 2 月 1 日より施行する。
- 四、本規約は、2001 年 4 月 1 日より施行する。
- 五、本規約は、2010 年 8 月 9 日より施行する。
- 六、本規約は、2012 年 8 月 9 日より施行する。
- 七、本規約は、2015 年 8 月 7 日より施行する。

八、本規約は、2016年3月11日より施行する。